

奥州市議会全員協議会

日時：令和7年9月19日（金）

： ～

場所：奥州市役所7階 委員会室

1 開 会

2 挨 拶

3 協 議

(1) 説明事項

固定資産税に係る課税誤りについて

(2) 協議事項

発議案「多世代の交差点一買い物以上の価値で賑わう体験型商店街に関する政策提言書」提出に関する決議について

(3) 報告事項

奥州市議会議員政治倫理条例（案）に係るパブリックコメントの実施について

4 そ の 他

5 閉 会

1 経過

令和7年9月5日、A社の経理を担当するB会計事務所からA社の令和6年度固定資産税額についての確認があった。

A社は、令和2年度から固定資産税の課税免除を受けており、当初の税額更正処理作業で担当者が誤った課税標準額を入力し、過大に課税・徴収していたことが判明した。

9月8日、A社を訪問し、代表取締役役に課税誤りについて謝罪し、固定資産税の還付等の対応を説明し了承を得た。

2 課税誤りの内容

令和6年度当初賦課の課税免除処理のため、「課税免除一覧表」作成時にA社の課税免除前の償却資産課税標準額計を「189,031,641円」と入力すべきところを1桁多い「1,809,031,641円」と誤って入力し資料を作成した。誤った金額を市税システムに入力・処理したため、土地・家屋を含めた固定資産税年税額 6,036,300円より2,430万円多い30,336,300円と課税免除前の年税額より過大となっていることに気づかず課税・徴収していたもの。

3 還付金等の額

還付金等合計金額	24,521,700円
内訳 税額還付金	24,300,000円
還付加算金	221,700円

※9月議会の追加補正予算にて対応

4 今後の対応

9月19日	全員協議会で状況説明
26日	市議会に追加補正予算提出 議決後、還付処理事務手続き等
30日	還付金等支払い（予定）

5 再発防止策

今後は、固定資産税の課税免除のチェックシートのチェック項目の見直し、確認資料や突合箇所を追加するなど確認漏れがないように徹底する。

また、新たに市税システムで課税免除対象物件の個別入力、抽出及び集計を行う等、ベンダーにシステム改修や運用方法について協議を行い、システムを活用したチェックを行えるよう検討を進める。